

39【緊要な消費者トラブルへの対応】

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」の適切な運用が図られるよう、事業者からの相談対応等の必要な措置を講ずる。[平成 18 年度]

39

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成18年4月1日の「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号。以下「法」という。）の全面施行を受け、総務省としては以下の対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等からの相談への適切な対応 ・法違反事案が発生した場合の厳正な対処 ● 対策の実施状況は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月以降、事業者等からの相談に適切に対応した。 ・平成18年9月に発覚した販売代理店での法違反事案に対して、同年11月に当該販売代理店への法に基づく是正命令並びに当該販売代理店を監督する携帯電話事業者及び業界団体への再発防止の要請を実施した。 	<p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速性・機動性 <ul style="list-style-type: none"> ・法の適切な運用を確保するため、事業者等からの相談に対しては迅速に回答している。 ・平成18年9月に発覚した販売代理店での法違反事案に対して迅速に対応し、同年11月には当該販売代理店への是正命令等必要な措置を行った。 ● 有効性 <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日以降、携帯電話事業者によって、全ての新規回線契約及び回線譲渡について、契約者又は譲受人の本人確認が実施される等、法の適切な運用が円滑に行われている。 ● 関係省庁間の連携 <ul style="list-style-type: none"> 法を共管する警察庁と定期的な意見交換を行う等密接な連携を図っている。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き法の適切な運用が図られるよう、事業者等からの相談対応等の必要な措置を講ずる。</p>